

○国土交通省告示第四百九十三号
道路運送法施行令(昭和二十六年政令第二百五十号)第四条第一項の規定に基づき、指定都道府県等を次のとおり指定したので、同条第二項の規定に基づき、公示する。
平成二十七年四月一日
国土交通大臣 太田 昭宏

指定する都道府県 一 新潟県
二 長野県
三 佐賀県

指定する市町村 一 北海道美深町
二 北海道豊岡町
三 北海道池田町
四 神奈川県大和市
五 富山県富山市
六 徳島県つるぎ町
七 熊本県山江村
八 熊本県球磨村

○原子力規制委員会告示第二号

独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(平成二十六年法律第六十七号)の施行に伴い、独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う原子力規制委員会関係告示の整理に関する告示を次のように定める。
平成二十七年四月一日
原子力規制委員会委員長 田中 俊一

独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う原子力規制委員会関係告示の整理に関する告示
併う原子力規制委員会告示第十七号の一部改正
(昭和三十五年科学技術庁告示第十七号(原子炉主任技術者試験の実施細目等に関する規則)第一条 昭和三十五年科学技術庁告示第十七号(原子炉主任技術者試験の実施細目等に関する規則)第三条第二項第二号の規定に基づき口答試験を受験する資格を認める講習機関等を指定する件)の一部を次のように改正する。

第一条第二号及び第三号中「独立行政法人日本原子力研究開発機構東海研究開発センター」を「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構」に改め、同条第四号及び第五号中「独立行政法人日本原子力研究開発機構」を「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構」に改める。
第二条 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令の規定に基づき国家公安委員会等との関係を定める告示(平成十七年文部科学省告示第六十二号)の一部を次のように改正する。
第一条第二号及び第三号中「独立行政法人日本原子力研究開発機構東海研究開発センター」を「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構」に改め、同条第四号及び第五号中「独立行政法人日本原子力研究開発機構」を「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構」に改める。
第三条 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令に基づき原子炉又は製錬施設等を定める告示の一部改正

第三条 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令に基づき原子炉又は製錬施設等を定める告示(平成十七年経済産業省告示第二百九十九号)の一部を次のように改正する。
第二条第十九号中「独立行政法人日本原子力研究開発機構」を「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構」に改め、同条第二十号中「独立行政法人日本原子力研究開発機構 敦賀本部」を「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構」に改め、同条第二十三号中「独立行政法人日本原子力研究開発機構 東海研究開発センター」を「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構」に改め、同条第二十四号中「独立行政法人日本原子力研究開発機構」を「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構」に改める。

第三条第十九号中「独立行政法人日本原子力研究開発機構」を「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構」に改め、同条第二十号中「独立行政法人日本原子力研究開発機構 敦賀本部」を「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構」に改め、同条第二十三号中「独立行政法人日本原子力研究開発機構 東海研究開発センター」を「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構」に改め、同条第二十四号中「独立行政法人日本原子力研究開発機構」を「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構」に改める。

第三条第十九号中「独立行政法人日本原子力研究開発機構」を「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構」に改め、同条第二十号中「独立行政法人日本原子力研究開発機構 敦賀本部」を「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構」に改め、同条第二十三号中「独立行政法人日本原子力研究開発機構」に改め、同条第二十四号中「独立行政法人日本原子力研究開発機構」を「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構」に改める。
附則
この告示は、平成二十七年四月一日から施行する。
○原子力規制委員会告示第三号
放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和三十二年法律第六十七号)第四十一条の三十四において読み替えて準用する同法第四十一条の四の規定により、次に掲げる登録資格講習機関に係る登録事項の変更の届出があったので、同法第四十五条の二第四号及び登録証機関等に関する規則(平成十七年文部科学省令第三十七号)第一百条の規定に基づき公示する。
平成二十七年四月一日
原子力規制委員会委員長 田中 俊一

氏名又は名称	住所	変更する事項	変更する年月日
独立行政法人日本原子力研究開発機構	茨城県那珂郡東海村4番地49	氏名又は名称を「独立行政法人日本原子力研究開発機構」から「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構」とし、住所を「茨城県那珂郡東海村4番地49」から「茨城県那珂郡東海村大字舟石川765番地1」とし、資格講習業務を行う事業所の所在地を「茨城県那珂郡東海村白方字白根2番地4」から「茨城県那珂郡東海村大字白方2番地4」とする。	平成二十七年四月一日

○防衛省告示第六十四号
防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令(昭和四十九年政令第二百二十八号)第五条の規定に基づき、昭和四十九年防衛施設庁告示第七号(防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律(昭和四十九年法律第一号)第三条第二項各号に掲げる施設について、それぞれ音響の強度及び頻度を定めた件)の一部を次のように改正したので、同令第十九条の規定により、告示する。
平成二十七年四月一日
防衛大臣 中谷 元
本文中「及び保育所」を「保育所並びに家庭的保育事業、小規模保育事業又は事業所内保育事業を行う施設及び幼保連携型認定こども園」に改める。
附則
この告示は、子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)の施行の日(平成二十七年四月一日)から施行する。

○防衛省告示第六十五号
海上自衛隊の使用する船舶の信号符の取消しを次のとおり告示する。
平成二十七年四月一日
防衛大臣 中谷 元
信号符 番号 名称 取消年月日
J S O X 三六〇七 ふゆしお 平成二十七年三月六日

○農林水産省告示第千八百八十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年十月一日

- 農林水産大臣 林 芳正
一 保安林の所在場所 熊本県阿蘇郡産山村大字 山鹿字梅ノ木八二二(次の図に示す部分に限る。)

- 二 指定の目的 土砂の崩壊の防備
三 指定実施要件

- (一) 立木の伐採の方法
1 主伐は、択伐による。
2 主伐とは、伐採をすることが出来る立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(一) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(二) 次のとおり「及び」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び産山村役場に備え置いて縦覧に供する。

○農林水産省告示第千八百八十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年十月一日

- 農林水産大臣 林 芳正
一 保安林の所在場所 熊本県阿蘇郡産山村大字 大利字大利北一四二の三
二 指定の目的 土砂の流出の防備
三 指定実施要件

- (一) 立木の伐採の方法
1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字大利北一四二の三(次の図に示す部分に限る。)

- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めぬ。
3 主伐として伐採をすることが出来る立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(二) 次のとおり「及び」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び産山村役場に備え置いて縦覧に供する。

○国土交通省告示第千二百五十五号

道路運送法施行令(昭和二十六年政令第二百五十五号)第四条第一項の規定に基づき、指定都道府県等を次のとおり指定したので、同条第二項の規定に基づき、公示する。

平成二十七年十月一日

- 国土交通大臣 太田 昭宏
指定する都道府県 大分県

○国土交通省告示第千二百六十六号

住宅瑕疵担保責任保険法人の指定の方針(平成二十年国土交通省告示第百八十三号)の一部を次のように改正する。

平成二十七年十月一日

- 国土交通大臣 太田 昭宏
第二条第一号中「及び」を「の」に、「十事業年度」を「五事業年度」に改める。

附則

この告示は、平成二十七年十月一日から施行する。

国会事項

参議院

辞令

参議院常任委員会専門員に任ずる 吉岡 成子
行政監視委員会調査室長を命ずる 岡部 雅彦
(議事部請願課長) 参議院参事
庶務部副部長を命ずる
情報システム安全管理担当を命ずる
(委員部第五課長) 同 海野耕太郎
参議院常任委員会調査員に任ずる
総務委員会調査室勤務を命ずる
(庶務部広報課長) 同 岩波 祐子
参議院常任委員会調査員に任ずる
厚生労働委員会調査室勤務を命ずる
厚生労働委員会調査室首席調査員を命ずる
(委員部第八課長) 同 大山 尚
第三特別調査室勤務を命ずる
第三特別調査室首席調査員を命ずる
参議院法制局参事 有安 洋樹
参議院参事に任ずる
委員部第五課長を命ずる

(秘書課秘書主幹) 参議院参事 有園 裕章
議事部請願課長を命ずる
(国際部国際交流課国際企画室長) 同 相澤 達也
委員部第六課長を命ずる
(総務委員会調査室次席調査員) 荒井 透雅
参議院常任委員会調査員 参議院参事に任ずる
委員部第八課長を命ずる
(庶務部人事課人事主幹) 参議院参事 黒川 和良
庶務部広報課長を命ずる 参議院参事 高野 智子
庶務部庶務課勤務を命ずる 参議院参事 高野 智子
秘書課秘書主幹を命ずる 高野 智子
秘書課秘書主幹を命ずる 高野 智子
庶務部人事課人事主幹を命ずる 高野 智子
庶務部厚生課勤務を命ずる 高野 智子
庶務部厚生課厚生主幹を命ずる 高野 智子
庶務部同 高野 智子
国際部国際交流課勤務を命ずる 高野 智子
国際部国際交流課国際企画室長を命ずる 高野 智子
参議院常任委員会調査員 藤乗 一道
法務委員会調査室次席調査員を命ずる(以上十月一日)

○厚生労働大臣臨時代理
山口 俊一
厚生労働大臣塩崎恭久海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に厚生労働大臣の職務を行う國務大臣に指定する
(佐賀地方裁判所判事兼佐賀家庭裁判所判事・佐賀簡易裁判所判事) 判事兼簡易裁判所判事 鈴木 浩美
兼官を免ずる(以上九月二十八日)
國務大臣 有村 治子
内閣府特命担当大臣甘利明海外出張不在中内閣府特命担当大臣(経済財政政策担当) 事務代理を命ずる
同 上川 陽子
内閣府特命担当大臣小川恵里子(山谷えり子)海外出張不在中内閣府特命担当大臣(防災担当) 事務代理を命ずる
同 上川 陽子
国家公安委員会委員長小川恵里子(山谷えり子)海外出張不在中内閣府特命担当大臣(防犯担当) 事務代理を命ずる
同 上川 陽子
簡易裁判所判事に任命する(以上九月二十九日)
堀内 明

(行政監視委員会調査室長) 参議院常任委員会専門員 青森 昭繼
願により平成二十七年九月三十日限り常任委員会専門員を免ずる
(第三特別調査室首席調査員) 琴岡 英一
参議院参事
願により平成二十七年九月三十日限り参事を免ずる(以上九月三十日)

人事異動

内閣

○内閣総理大臣海外出張
内閣総理大臣安倍晋三は九月二十六日アメリカ合衆国及びジャマイカ国へ出張のため出発した。
○外務大臣臨時代理
國務大臣 菅 義偉
外務大臣岸田文雄海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に外務大臣の職務を行う國務大臣に指定する

叙位・叙勲

○叙位
(福岡教育大学名誉教授)
正四位に叙する 秋永 正廣
正四位に叙する 千葉 満
從四位に叙する 川村 信市
正五位に叙する 川村 信市
從五位に叙する 川村 信市
從五位に叙する 川村 信市
從六位に叙する(各通) 尾脇 末廣
從六位に叙する(各通) 尾脇 末廣
正七位に叙する(各通) 山本 昌司
從七位に叙する(以上八月二十日) 中村 初雄

基礎・くい等計算書	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の軸方向、曲げ及びせん断の許容応力度
	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の応力度と許容応力度の比率
使用上の支障に関する計算書	平成十九年国土交通省告示第八百十七号別記第五号様式に定める断面検定比図に記載すべき事項
	基礎・くい、床版、小はりその他の構造耐力上主要な部分である部材に関する構造計算の計算書
使用構造材料一覽表	令第八十二条第四号に規定する構造計算の計算書
	屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁に使用される全ての材料の種類別（規格がある場合にあつては、当該規格）及び使用部位
荷重・外力計算書	使用する材料の許容応力度、許容耐力及び材料強度の数値及びそれらの算出方法
	使用する指定建築材料が法第三十七条の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けたものである場合にあつては、その使用位置、形状及び寸法、当該構造計算において用いた許容応力度及び材料強度の数値並びに認定番号
応力計算書	風圧力の数値及びその算出方法
	屋根ふき材及び屋外に面する帳壁に生ずる力の数値及びその算出方法
屋根ふき材等計算書	令第八十二条の四に規定する構造計算の計算書
	各階の剛心周りのねじり剛性の算出方法
偏心率等計算書	各階及び各方向の偏心率の算出方法
	告示第十（第一項第一号イ及びハを除く。）による計算の根拠
偏心率等計算結果一覽表	各階の偏心率
	告示第十（第一項第一号イ及びハを除く。）による計算の根拠

構造計算書の作成に当たっては、次に掲げる事項について留意するものとする。

- 一 確認申請時に提出する構造計算書には通し頁を付すことその他の構造計算書の構成を識別できる措置を講じること。
- 二 建築物の構造等の実況に応じて、当該建築物の安全性を確かめるために必要な図書（追加変更等を行うこと）。
- 三 他の構造を併用する建築物にあつては、それぞれの構造種別に応じて構造計算書を作成すること。
- 四 この表の略図及び略軸組図は、構造計算における架構の様相を示した図に代えることができるものとするほか、プログラムによる構造計算を行わない場合にあつては、省略することができる。

○国土交通省告示第六百十三号
建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第三十六条の二第五号の規定に基づき、建築基準法施行令第三十六条の二第五号の国土交通大臣が指定する建築物を定める件（平成十九年国土交通省告示第五百九十三号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年四月一日 国土交通大臣 石井 啓一
第四号イ中「(ロ)まで」を「(カ)まで」に改め、(ロ)を(カ)とし、(ウ)の次に次のように加える。
(ロ) C L Tパネル工法を用いた建築物の構造部分について、平成二十八年国土交通省告示第六百一十一号第九号第二号に定める構造計算を行ったもの。
第四号ロ(2)及び第五号中「(ウ)まで」を「(カ)まで」に改める。

附則
この告示は、公布の日から施行する。
○国土交通省告示第六百十四号
建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第八十条の二第二号の規定に基づき、免震建築物の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件（平成二十二年建設省告示第二千九百一十一号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年四月一日 国土交通大臣 石井 啓一
第四号第二号イ中「並びに平成十五年国土交通省告示第四百六十三号第八号第二号（基礎及び基礎ばりに関する部分に限る。）を、「平成十五年国土交通省告示第四百六十三号第八号第二号（基礎及び基礎ばりに関する部分に限る。）並びに平成二十八年国土交通省告示第六百一十一号第三号第一号」に改める。

附則
この告示は、公布の日から施行する。
○国土交通省告示第六百十五号
道路運送法施行令（昭和二十六年政令第二百五十号）第四条第一項の規定に基づき、指定都道府県等を次のとおり指定したので、同条第二項の規定に基づき、公示する。

- 平成二十八年四月一日 国土交通大臣 石井 啓一
指定する都道府県 一 栃木県
二 埼玉県
三 岡山県
四 鹿児島県
指定する市区町村 一 茨城県五霞町
二 東京都江東区

○国土交通省告示第六百十六号
公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条の規定に基づき、公職の候補者用特殊乗車券及び特殊航空券の発行方法を定める告示（平成六年運輸省告示第八百十九号）の一部を次のように改正し、平成二十八年四月一日以降に公示され又は告示される選挙について適用する。

平成二十八年四月一日 国土交通大臣 石井 啓一
第一条第六号中「旅客会社及び」を「旅客会社、」に改め、「新会社」の下に「及び旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十六号）附則第二条第一項に規定する新会社」を加え、同条第七号イの表中「五、八六〇円」を「六、二四〇円」に、「一、六八〇円」を「二、三五〇円」に、「二、二九〇円」を「二、八四〇円」に、「二、二九〇円」を「二、八四〇円」に改め、同条第七号ロの表中「五、八六〇円」を「六、二四〇円」に、「一、六八〇円」を「二、三五〇円」に改め、同条第七号イの表中「五、八六〇円」を「六、二四〇円」に改め、同条第七号ロの表中「五、八六〇円」を「六、二四〇円」に改め、同条第七号イの表中「五、八六〇円」を「六、二四〇円」に改め、同条第七号ロの表中「五、八六〇円」を「六、二四〇円」に改め、同条第七号イの表中「五、八六〇円」を「六、二四〇円」に改め、同条第七号ロの表中「五、八六〇円」を「六、二四〇円」に改め、同条第七号イの表中「五、八六〇円」を「六、二四〇円」に改め、同条第七号ロの表中「五、八六〇円」を「六、二四〇円」に改める。